

# 瀬戸内市条例第　　号

## 瀬戸内市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸内市火災予防条例(平成16年瀬戸内市条例第168号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)」に改める。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。  
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したと

きは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用的制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条第5号中「消防活動」を「消火活動」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市火災予防条例(平成16年瀬戸内市条例第168号)新旧対照表

| 現行  | 改正後  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条—第17条の3)</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条—第22条の2)</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等(第23条—第28条)</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条—第32条)</p> <p>　第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条—第34条の2)</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条—第17条の3)</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条—第22条の2)</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等(第23条—第28条)</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条—第32条)</p> <p>　第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条—第34条の2)</p> |

### 第3節 基準の特例(第34条の3)

第5章 避難管理(第35条—第42条)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)

第6章 雜則(第42条の4—第48条)

第7章 罰則(第49条・第50条)

附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

#### 第29条 火災に関する警報

\_\_\_\_\_が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

### 第3節 基準の特例(第34条の3)

第5章 避難管理(第35条—第42条)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)

第6章 雜則(第42条の4—第48条)

第7章 罰則(第49条・第50条)

附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 略

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条\_\_\_\_\_において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為\_\_\_\_\_

(2)～(4) 略

(5) 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 略

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(4) 略

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 略

2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。